

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）（家内労働法施行規則の一部改正関係）について（概要）

1. 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）に基づく手続のうち、国に対する手続であって委託者に押印又は署名を求めている手続について、押印等を不要とするための改正を行うことを予定している。

（※）「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が、「見直し対象手続」と定義されている。

（参考）規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）抄

6. デジタルガバメント分野／（3）新たな取組み

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

2. 改正の概要

家内労働法施行規則に基づく以下の様式について、署名又は押印を不要とし、記名のみで足りることとする。

- ・ 様式第2号（第23条第1項及び第2項の規定に基づく委託状況届）
- ・ 様式第3号（第23条第3項の規定に基づく家内労働死傷病届）

3. 今後のスケジュール

公布日：令和2年12月末（予定）

施行期日：公布日